



2024年4月26日

各位

会社名 株式会社ニチリン  
代表者名 代表取締役  
社長執行役員 曾我浩之  
(コード番号 5184 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 難波宏成  
TEL (079) 252-4151

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年5月24日
(2) 処分する株式の種類および総数	当社普通株式 10,200株
(3) 処分価額	1株につき3,875円
(4) 処分総額	39,525,000円
(5) 割当予定先	当社取締役 5名 3,900株 当社執行役員、理事職 9名 6,300株

#### 2. 処分の目的および理由

当社は、2019年2月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役および業務を執行しない取締役を除く。）および執行役員を対象に、当社の持続的な企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的とした新たな制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、2023年3月28日開催の取締役会において理事職にも本制度の対象（以下、総称して「割当対象者」といいます。）とすることを決議いたしております。

また、2019年3月27日開催の第135期定時株主総会において、本制度に基づき当社の取締役（社外取締役および業務を執行しない取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年額5,000万円以内とすること、および対象取締役に対して発行または処分する当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で当社は、4月26日付本取締役会決議により、割当対象者14名に対し、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計39,525,000円を付与すること、および当該金銭報酬債権現物出資により普通株式10,200株（以下、「本割当株式」といいます。）を割当てることにいたしました。

#### 3. 株式割当契約の概要

当社は、割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

2024年5月24日から2054年5月23日まで

割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、監査役、執行役員、理事職のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職した場合、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から割当対象者が退任または退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果10株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の当社の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果10株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限がされていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会の直前営業日（2024年4月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,875円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上